

平成 23 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 ケイティケイ株式会社 代表者名 代表取締役社長 伊藤主計 (JASDAQ・コード3035) 問合せ先 役職・氏名 常務取締役管理部長 木 村 裕 史

電話 052-931-1881

決算期変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 30 日開催の取締役会において、平成 23 年 8 月 10 日開催予定の第 40 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期(事業年度の末日)を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在: 毎年5月20日 (事業年度 毎年5月21日から翌年5月20日まで) 変更後: 毎年8月20日 (事業年度 毎年8月21日から翌年8月20日まで)

(注) 決算期変更の経過期間となる第 41 期は、平成 23 年 5 月 21 日から平成 24 年 8 月 20 日までの 15 ヶ月決算となる予定であります。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日までとしておりますが、現行の事業年度では上期に比べ、年末・年始の休暇やゴールデンウィークが期間に含まれる下期の営業稼動日数が少なくなり、当社の業績に大きく影響を及ぼす傾向があります。また、租税、販売促進用カタログ等の諸経費が下期に偏重する傾向にあります。こうした季節・期間変動等の要因を平準化し、利益面における上期・下期の偏重を是正することで、株主の皆様に当社および当社グループの決算状況をより理解していただけるよう、当社の事業年度を毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までに変更いたしたいと存じます。

3. 定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	
(株主総会の招集)		(株主総会の招集)	
れを招集	の定時株主総会は、毎年 <u>8</u> 月にこ 集し、臨時株主総会は、必要ある 値時これを招集する。	第12条	当会社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

現行定款

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年5月20日とする。

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年5月21日か ら翌年5月20日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月 20 日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎 年11月20日を基準日として中間配当を することができる。

(新設)

変 更 案

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年8月20日とする。

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年8月21日か ら翌年8月20日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月 20 日とする。

(中間配当)

年2月20日を基準日として中間配当を することができる。

(附則)

第1条 第41条の規定にかかわらず、第41期事 業年度の会計監査人の任期は、第41期事 業年度に関する定時株主総会終結の時ま でとする。なお、本条は、第41期事業年 度に関する定時株主総会終結をもって削 除する。

第2条 第42条の規定にかかわらず、第41期事 業年度は、平成23年5月21日から平成 24年8月20日までの1年3ヶ月間とす る。

第3条 第44条の規定にかかわらず、第41期事 業年度の中間配当の基準日は、平成23 年 11 月 20 日とする。

第4条 本附則第2条から第4条は平成24年8 月20日まで有効であり、同日の経過をも って削除する。

4. 今後の日程

第40期定時株主総会開催日:平成23年8月10日予定

定款変更の効力発生日:同上

5. 今後の見通し

第41期(平成23年5月21日から平成24年8月20日まで)の連結ならびに個別の業績見通しにつ きましては、本日開示の平成23年5月期決算短信をご参照ください。

> 以 上